

もくじ

はじめに

南小岩南部・東松本付近地区防災まちづくり区域

1. まちの現状と課題	3
2. 防災まちづくりの目標と方針	13
(1)防災まちづくりの目標と方針	13
(2)まちづくり構想図	14
3. まちの課題解決に向けた解決方策	15
(1)老朽木造住宅等の密集の改善	15
(2)道路網の改善	18
(3)道路占有物の改善	21
(4)防災性の向上	23
(5)住環境等の維持・向上	24
4. 防災まちづくりの進め方	27

資料編

防災まちづくり協議会について	31
協議会 検討経過	32
協議会 会員名簿	34

はじめに

私達が暮らす「南小岩南部・東松本付近地区」(次ページ 区域図参照。以下「本地区」と称する。)は、木造住宅が密集し、行き止まり道路が多いなど、防災上の問題や課題を多く抱え、東日本大震災の発生や首都直下地震の切迫性などを踏まえ、防災まちづくりの必要性和緊急性が高い地域となっています。また、地区の南部には、「土地区画整理事業を施行すべき区域」が指定され、建物の建替えが制約される場合があり、都市機能の更新が進みづらいなどの課題を抱えています。

そのため、平成27年4月、江戸川区を事務局として、本地区内の12町会・自治会の会長をはじめ役員等による「まちづくり準備会」(以下「準備会」と称する。)を開催し、本地区の防災まちづくりについて、本地区内にお住いの方、事業を営まれている方、土地や建物を所有されている方の声を反映した「防災まちづくり提言」を作成することを決定しました。

そして、平成27年5月に「防災まちづくりニュース」第1号を発行して会員を募集し、7月16日に準備会員20名に、公募による20名を加えた計40名で、「南小岩南部・東松本付近地区防災まちづくり協議会」(以下「協議会」と称する。)を設立しました。

協議会では、本地区の防災上の問題点や課題を共有したうえで、その解決方策についてワークショップにより会員相互の意見交換によって議論してきました。

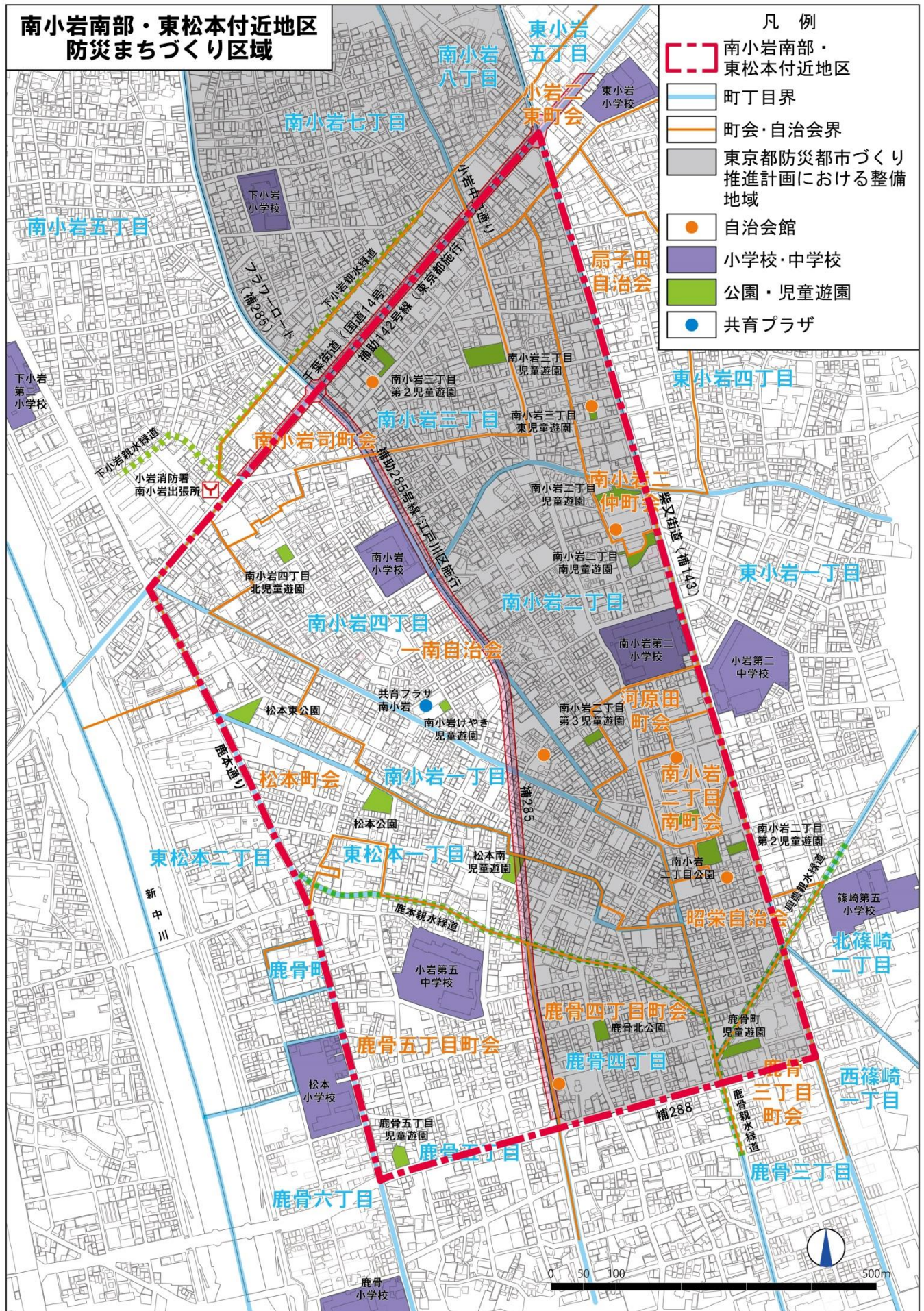
この間、本地区の皆さんには、「防災まちづくりニュース」の発行を通して、協議会活動の内容や経過をお知らせしてきたところです。

そしてこのたび、2年半あまりの協議会活動のまとめとして『南小岩南部・東松本付近地区 防災まちづくり提言書』を作成することができました。

この提言を基に、私達と江戸川区が手を携え、本地区を「次世代につなぐ安全・安心な、ゆとりを持って暮らせるまち」にするため、防災まちづくりが進むことを願っています。

平成30年2月
南小岩南部・東松本付近地区防災まちづくり協議会 会員一同

南小岩南部・東松本付近地区 防災まちづくり区域



- 凡例
- 南小岩南部・東松本付近地区
 - 町丁目界
 - 町会・自治会界
 - 東京都防災都市づくり推進計画における整備地域
 - 自治会館
 - 小学校・中学校
 - 公園・児童遊園
 - 共育プラザ

1. まちの現状と課題

協議会では、以下のような防災上の問題点・課題について共有しました。

(1) 地震に対する地域危険度が高い

東京都の「地震に関する地域危険度測定調査(第7回)」(平成25年9月)によると、南小岩一～四丁目と東松本一丁目が火災危険度がランク4となっており、総合危険度も南小岩二丁目を除いてランク4となっています。(ランク5が最も危険度が高い)

■町丁目別地域危険度の状況

町丁目	倒壊 ランク	火災 ランク	総合 ランク
南小岩一丁目	3	4	4
南小岩二丁目	3	4	3
南小岩三丁目	3	4	4
南小岩四丁目	3	4	4
東松本一丁目	3	4	4
鹿骨三丁目	2	2	2
鹿骨四丁目	3	2	2
鹿骨五丁目	3	2	2

第7回総合危険度ランク

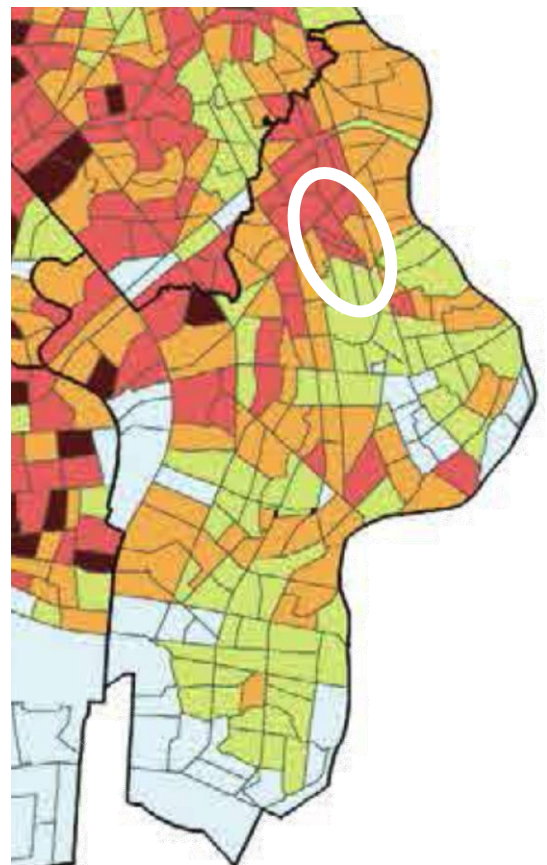
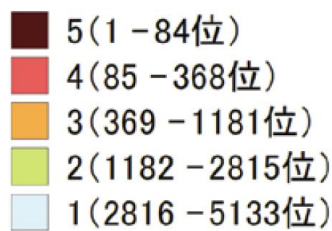


図1 地域危険度の状況

(2) 防災上課題を抱えている整備地域に位置づけられている

本地区の東部(前ページの区域図の灰色塗りつぶしの区域)は、東京都の「防災都市づくり推進計画(平成28年)」において、老朽木造建築物が多いなど防災上課題を抱えている「整備地域(全28地域)」として位置づけられています。

(3) 老朽木造住宅が多く燃え広がりやすい市街地(図4参照)

東京都の「土地利用現況調査」(平成 23 年度)及び現地調査によると、本地区の建物の58.6%を木造建物が占めています。特に、戸建て住宅では、木造が6割を超えています。

また、本地区の燃え広がりにくさを示す指標である「不燃領域率」は54.2%となっており、燃え広がらない市街地とされる70%を大きく下回っています。

構造別建物の状況

	住宅				非住宅	合計
	戸建住宅	共同住宅	併用住宅	小計		
木造	2,206棟	302棟	189棟	2,697棟	142棟	2,839棟
	62.3%	48.2%	52.4%	59.5%	45.2%	58.6%
非木造	1,336棟	324棟	172棟	1,832棟	172棟	2,004棟
	37.7%	51.8%	47.6%	40.5%	54.8%	41.4%
合計	3,542棟	626棟	361棟	4,529棟	314棟	4,843棟
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

平成23年土地利用現況調査及び現地調査結果

(4) 幅員 4m 以下の狭隘道路や行き止まり道路が多い(図5・6参照)

本地区の街区の外周は概ね幅員 4.5m以上の道路で囲まれており、防災上有効な幅員 6m以上の道路も比較的多く整備されています。また、幅員 6m以上の道路から 140m以遠の消防活動困難区域は、本地区内には存在しません。

しかし、街区内部においては、幅員 4m未満の狭隘道路も多く、また、行き止まり道路も多く見られます。これらの道路では、災害時に建物等の倒壊や火災などにより道路が閉塞され、避難や救助などの活動に支障をきたす危険性が高くなっています。

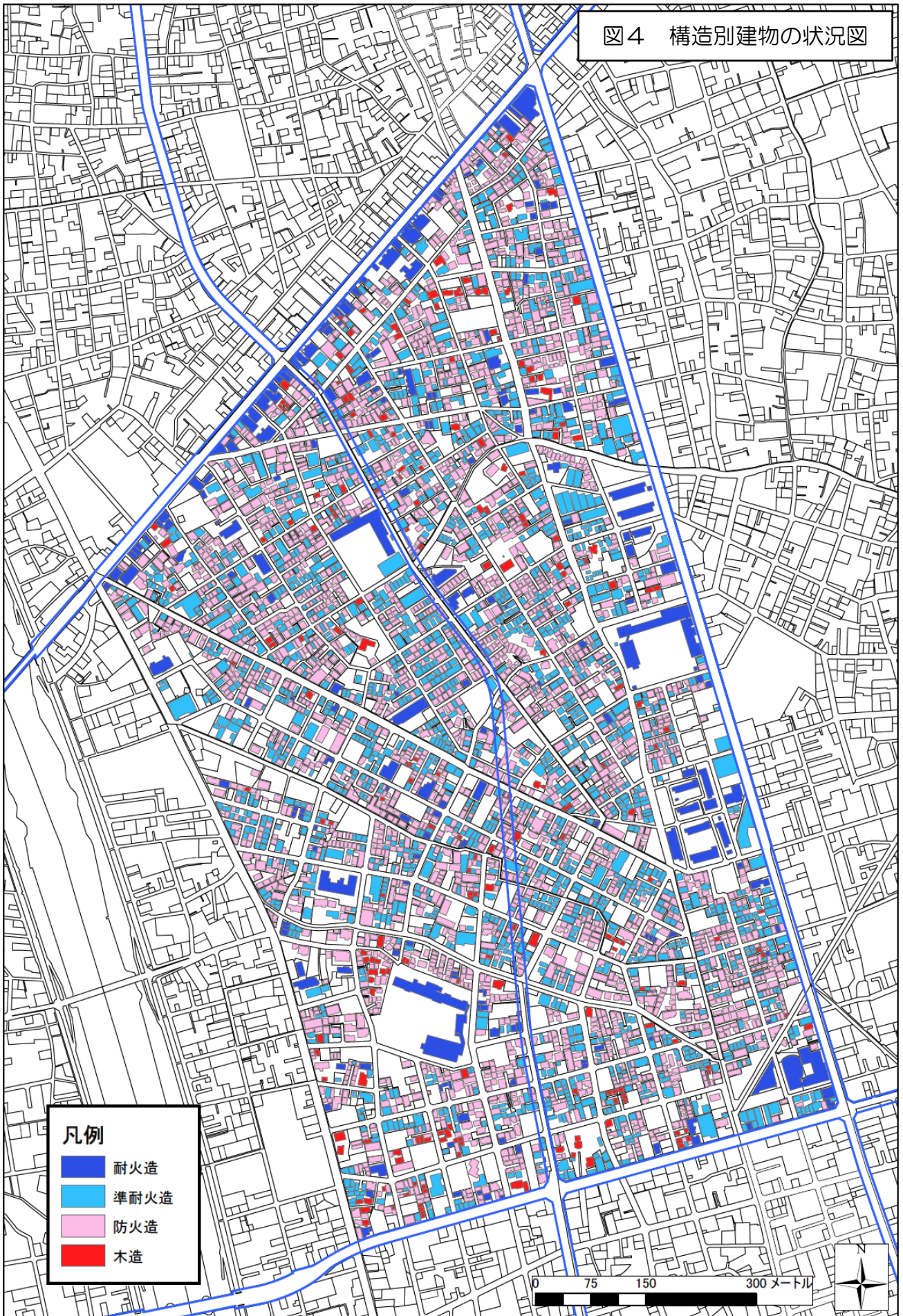


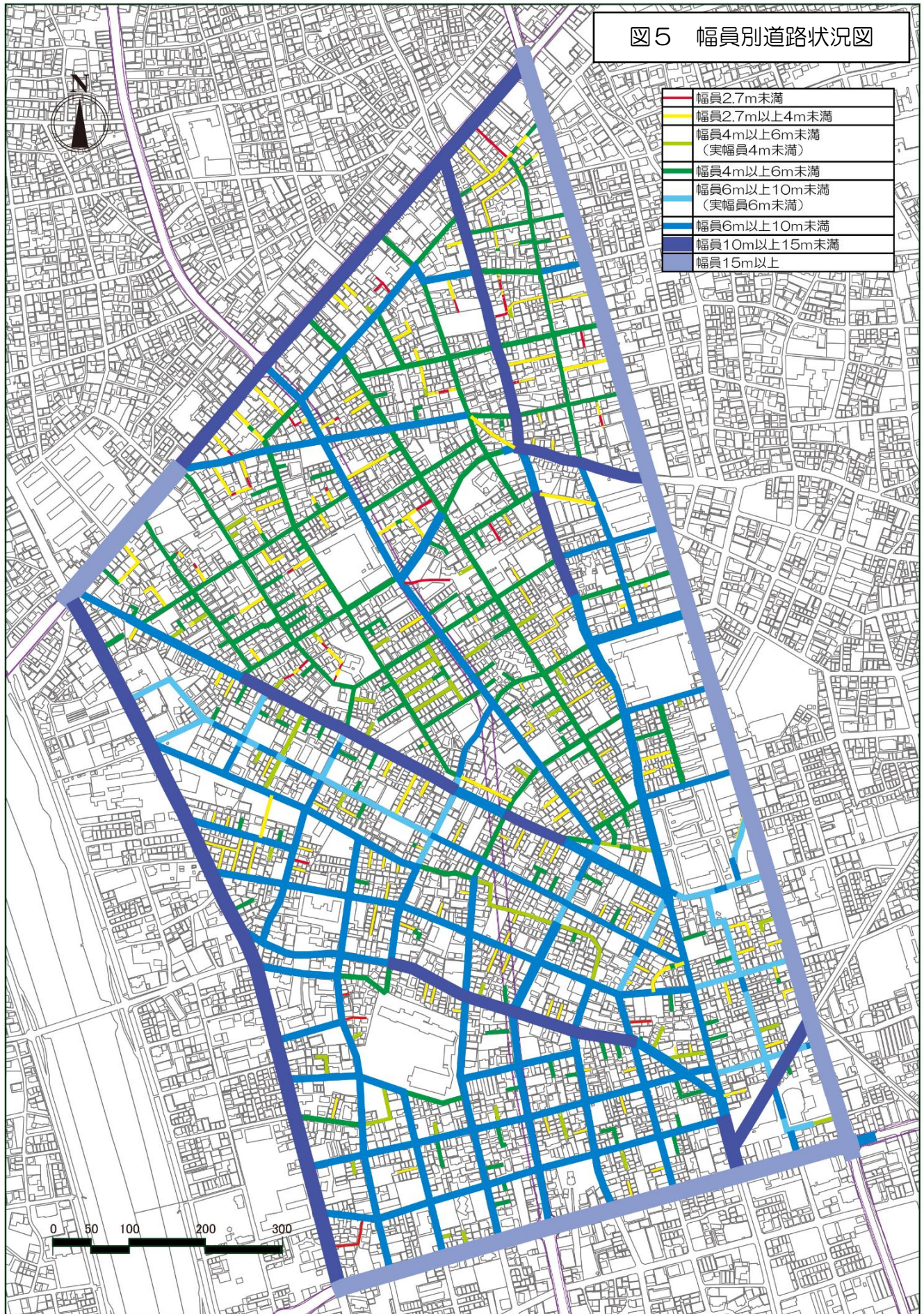
図2 長い行き止まり道路

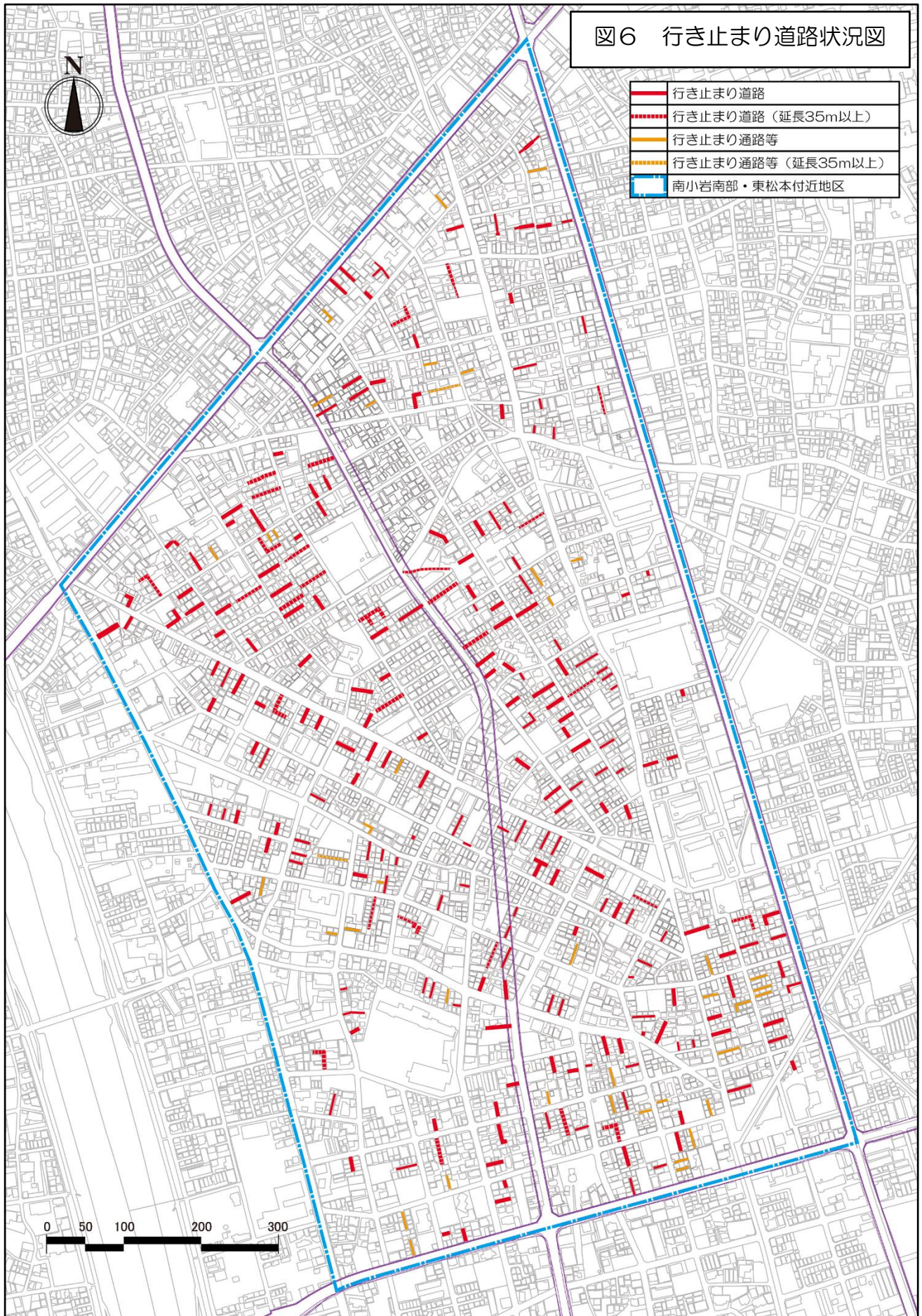


図3 幅員 2m未満の行き止まり道路

図4 構造別建物の状況図







(5) 災害時に有効な消防水利が少ない(図8参照)

災害時に有効である消防水利として、防火水槽や地中梁防火水槽(大規模な建物の基礎部分に設置されるもの)、学校のプールなどがありますが、この消防水利から140m以遠の区域が地区内に多く存在します。また、これらの消防水利のうち、幅員6m以上の道路に接道しない区域も存在します。

(6) 公園や広場が少ない(図9参照)

本地区内には、16カ所12,955㎡の公園・児童遊園が整備されています。公園・児童遊園の全面積は、本地区の総面積87.8haに対して1.48%となっており、土地区画整理法施行規則第9条6号に定める設計基準3%の半分程度です。地区面積の3%を達成するためには、約13,370㎡が不足しています。

一方で、街区公園の誘致圏である250m圏の状況を見ると、地区内はほぼ満たされており、誘致圏外となっているのは、地区北部の柴又街道沿いと小岩第五中学校の西側の一部の区域のみであることから、誘致圏としては充足している状況にあります。

なお、本地区南部には、鹿本親水緑道、興農親水緑道、鹿骨親水緑道の3本の親水緑道が整備されており、水と緑のうるおいのある環境が整備されています。また、本地区西方約150mには新中川が流れ、その両岸の河川敷及び堤防は緑地となっており、比較的水と緑の環境は充実している地域となっています。

さらに、本地区の東南約200mには、大規模な公園である都立篠崎公園が計画・整備(一部供用開始)され、江戸川河川敷とともに避難場所に指定されています。

(7) ブロック塀や鉢植えなどによる災害時の危険性がある

本地区内には大規模地震等の災害時に、ブロック塀などの倒壊や、鉢植えなどの道路占有物による通行障害などの危険性があります。



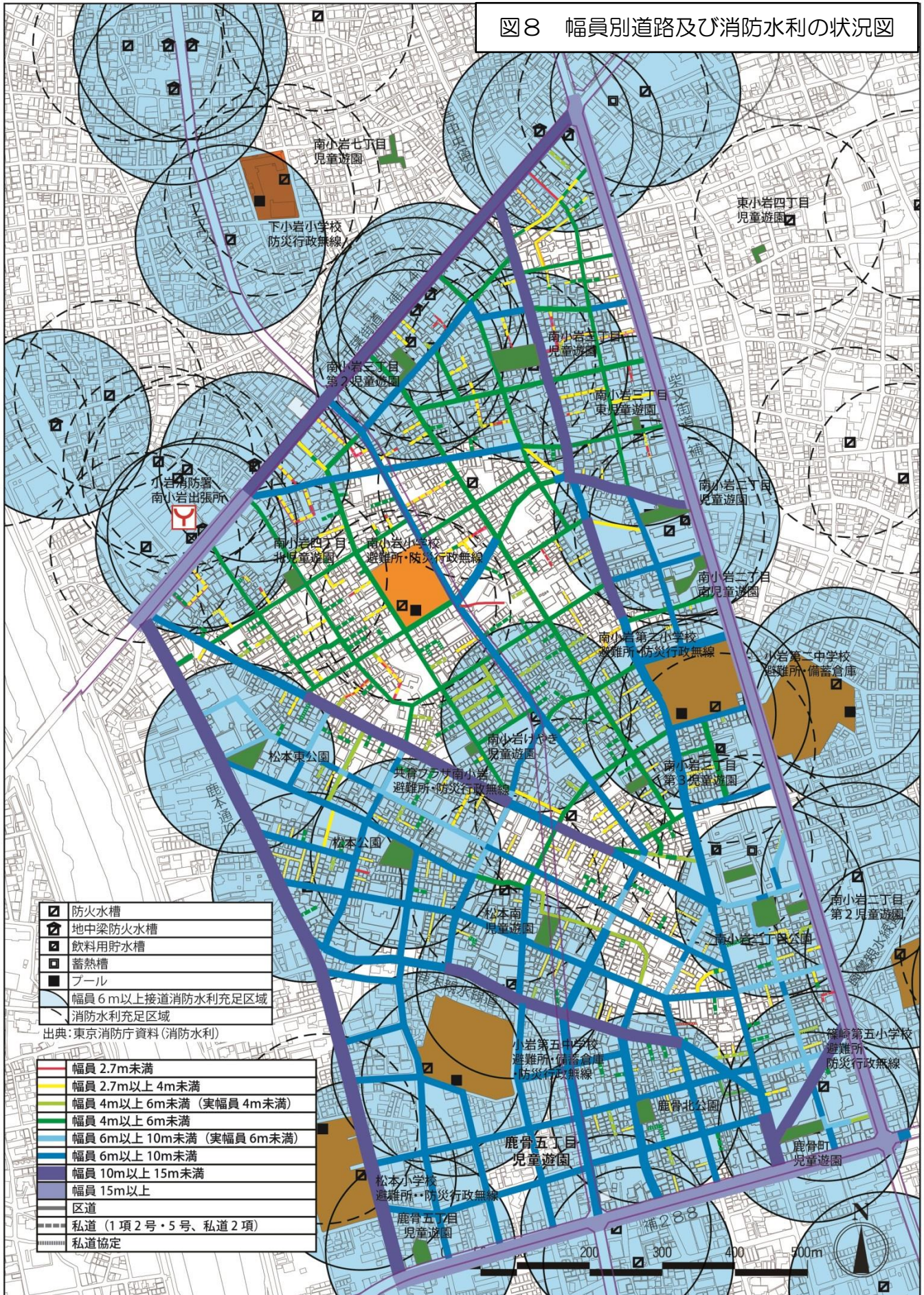
図7 ブロック塀と塀の上の鉢植

(8) 土地区画整理事業を施行すべき区域と都市計画道路の未整備(図10参照)

本地区の南部に位置する東松本一丁目と鹿骨四・五丁目の全部と、南小岩一丁目と鹿骨三丁目の各一部の地区には「土地区画整理事業を施行すべき区域」が指定されており、この区域の建物の建替えに際して、制約を受ける場合があります。

また、本地区の中央を南北に補助285号線が幅員16mで計画され、本地区の北側千葉街道(補助142号線)が同じく幅員16mで現在事業中です。この内、補助285号線の現道は交通量が多い上に歩道が未整備であることから、危険性が高い道路となっており、補助285号線の早期整備が求められます。

図8 幅員別道路及び消防水利の状況図



(9) 江戸川区街づくり基本プランの位置づけ

江戸川区街づくり基本プラン(平成11年2月)において、本地区の土地利用の方針として千葉街道に近い区域は「一般住宅地形成」、これを除く南側の区域が「低層住宅地形成」と位置づけられています。

地域別方針の土地利用及び基盤施設整備の方針としては、千葉街道沿道と柴又街道沿道については、「延焼遮断や騒音緩衝機能の向上と賑わいのある複合市街地の形成」。補助285号線現道から五中通り沿道と南小岩二丁目アパート西側の道路沿道については、「地域生活に根ざした商店街の形成」。一般住宅地は、「密集市街地の改善を図り、必要な基盤施設を整備し、一般住宅地を形成」。低層住宅地は、「必要な基盤施設の整備を検討して、低層住宅地を形成」とそれぞれ位置づけられています。また、「土地区画整理事業を施行すべき区域」が指定されている区域について「地区計画による誘導を行うとともに、不十分な都市施設を個々に整備する地区」と位置づけています。

図11 街づくり基本プラン
土地利用方針図

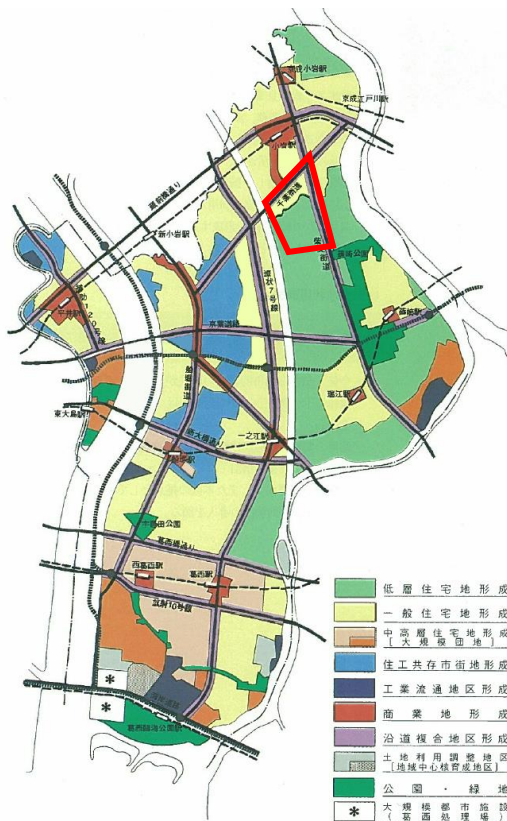


図12 街づくり基本プラン
土地利用及び基盤施設整備の方針図

2. 防災まちづくりの目標と方針

まちの現状と課題を踏まえ、本地区の防災まちづくりの目標と方針を以下のように提案します。

(1) 防災まちづくりの目標と方針

《まちづくりの目標》

「次世代につなぐ安全・安心な、ゆとりを持って暮らせるまち」

《まちづくりの方針》

1) 災害に強いまち

地区の中央を南北に通る補助第 285 号線の整備とあわせて、地区内で不足する一時避難場所となる公園等の整備を進める。

また、老朽木造建物の建替えによる不燃化や耐震化を進め、細街路の拡幅とあわせて、大規模地震等の災害時に燃え広がらない災害に強いまちをつくる。

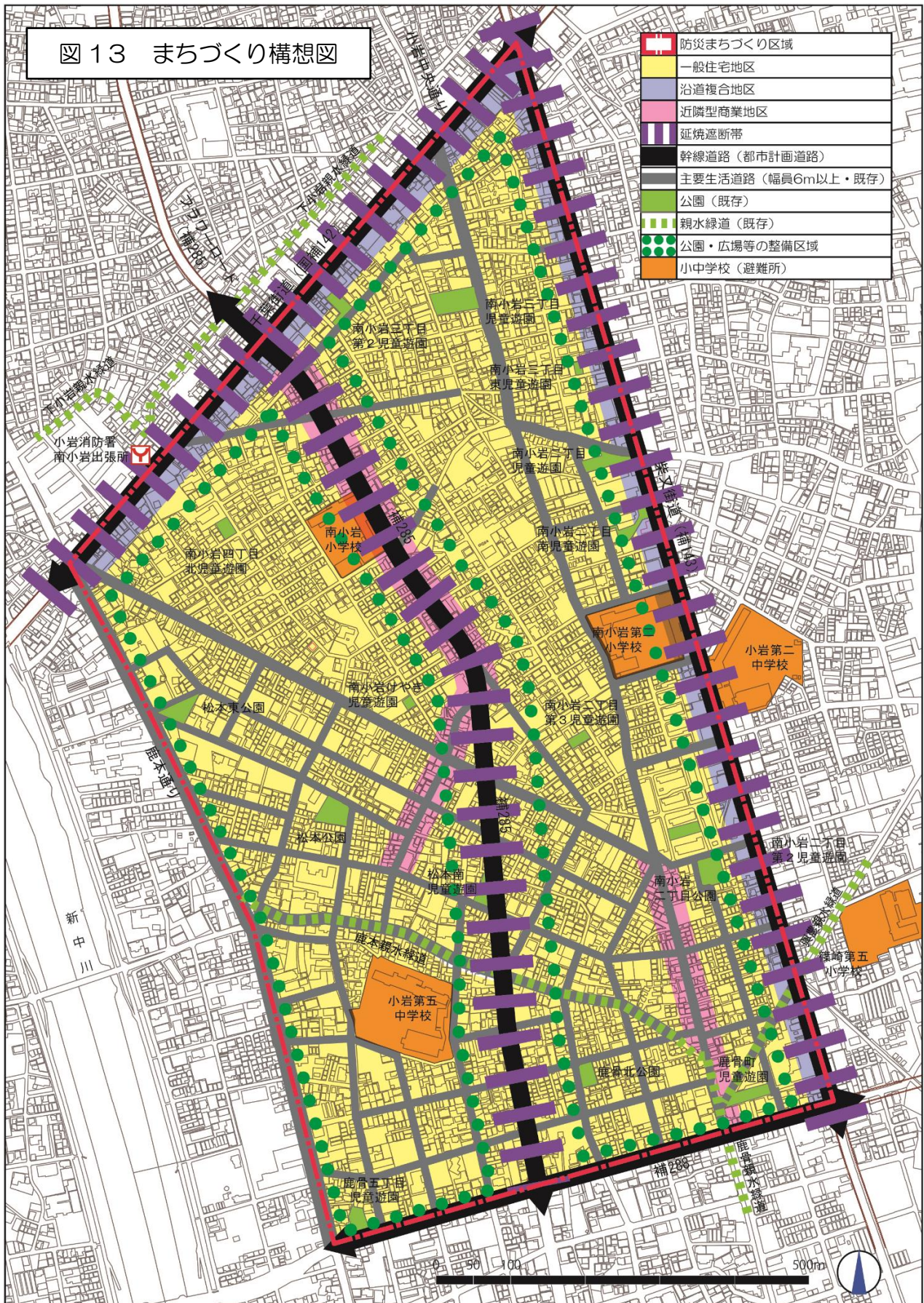
2) 緑豊かで様々な世代が安心して暮らせるまち

公園や広場等の整備を進め、緑豊かで様々な世代が交流できる環境を整備するとともに、様々な世代の住める良質な住宅環境の整備を図る。

3) 安全・安心、快適に暮らせるまち

街区内部の細街路の改善を建物の建替えに合わせて進め、交差点部における隅切りの整備やブロック塀等の生け垣化など、人や自転車も含めて誰もが安全・安心に通行できる環境整備を図るとともに、防犯性の高い街並みの形成を図る。

(2) まちづくり構想図



3. まちの課題解決に向けた解決方策

防災まちづくりの目標と方針を達成するため、課題の解決方策を以下のように提案します。

(1) 老朽木造住宅等の密集の改善

1) 木造建物の不燃建替えを促進する

① 不燃化特区制度を活用した個別建替えの促進

東京都の不燃化特区制度を活用し、昭和 56 年以前に建てられた古い木造建物の取り壊し費用や燃えにくい建物への建替え費用の一部に助成を受けることができます。併せて、東京都から固定資産税等の一定期間の減免を受けることもできます。
(助成期間：平成 27 年 4 月～平成 33 年 3 月末)

② 新たな防火規制制度による不燃化の促進

既に、本地区は東京都建築安全条例による「新たな防火規制」の区域に、鹿骨五丁目を除いた準防火地域が指定されています。これにより、この区域において建物を新築する場合、基本的に準耐火建築物以上の建築物となります。

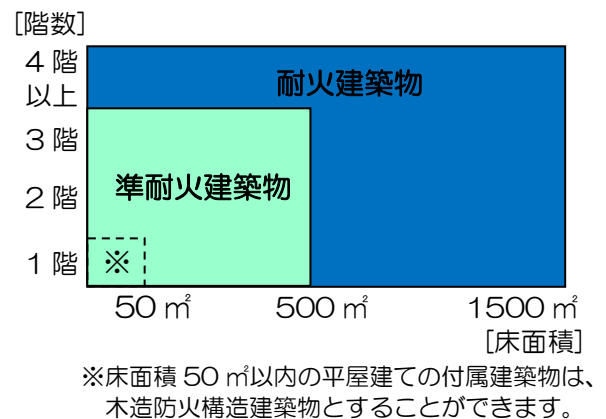


図 14 新たな防火規制

③ 都市計画道路沿道の不燃化の促進

千葉街道と補助 285 号線沿道地域は、延焼遮断帯としての機能が期待されています。このため、都市計画道路事業の開始と合わせて、沿道 30m の区域に不燃建替えに対して助成を受けられる都市防災不燃化促進事業を導入して、不燃建替えを促進します。
(千葉街道の沿道には、既に都市防災不燃化促進事業が導入されています)

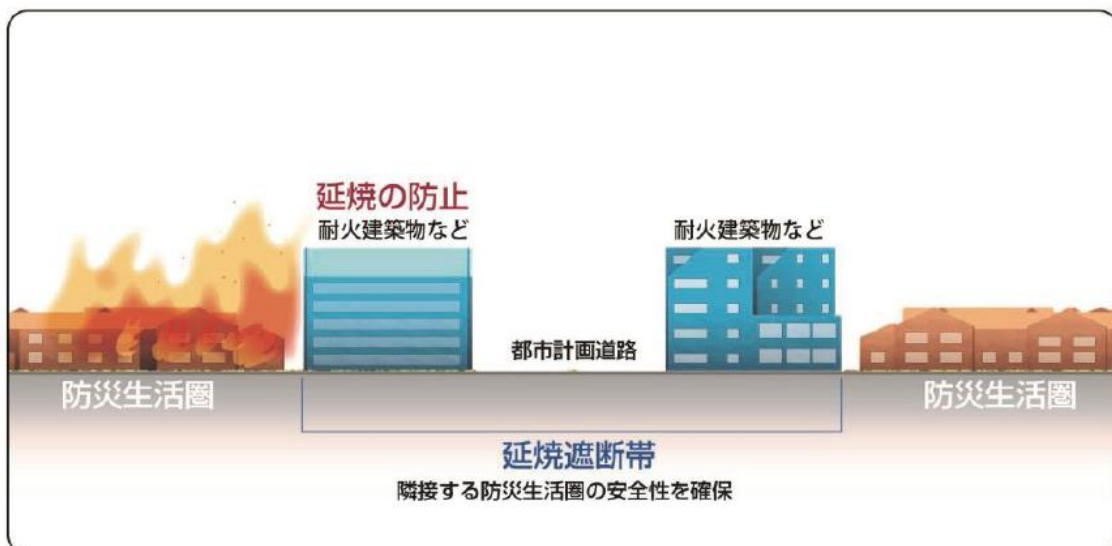


図 15 延焼遮断帯のイメージ(東京都防災都市づくり推進計画より)

2) 共同建替えを助成し耐火建築物の整備を誘導する

密集事業を活用して共同建替えを助成することにより、耐火建築物への建替えを促進します。

3) 空地の確保により密集の改善を図る

密集事業を活用して公園や広場の整備を推進します。

公園・広場の整備にあたっては、災害時の消防水利となる防火水槽の整備を行うとともに、災害時に地域住民の避難活動や応急活動の拠点となるよう、かまどベンチやマンホールトイレ等の防災機能を合わせて整備します。



図 16 松島もみじひろば

かまどベンチ



防災用井戸



マンホール直通トイレ（平常時はベンチ）



図 17 松島ふれあい広場に設置された防災機能

4) 敷地面積の最低規模を定めて建て詰まりを防止する

地区計画を活用して敷地面積の最低規模を定めて、ミニ開発等による建物の密集や建て詰まりを防止します。本地区では、現在定められている用途地域において、住居系の用途地域に最低敷地規模 70 m²が定められています。

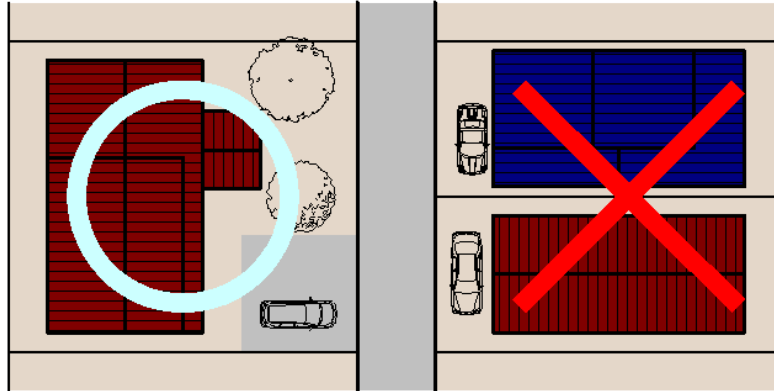


図 18 敷地面積の最低規模のイメージ

5) 建替えに併せて道路沿道に延焼の低減やゆとりの空間を確保する

地区計画を活用して壁面の位置の制限を定めて、建替えの際に道路から一定距離を離して建物を建築するよう規制します。これにより道路沿いに延焼火災の危険性を低減する空間を確保するとともに、ゆとりある街並みを実現します。

なお、隣地境界からの壁面の後退は、既に民法第 234 条(境界線付近の建築の制限)において 50 cm 離さなければならないと定められており、これを地域で守っていきます。

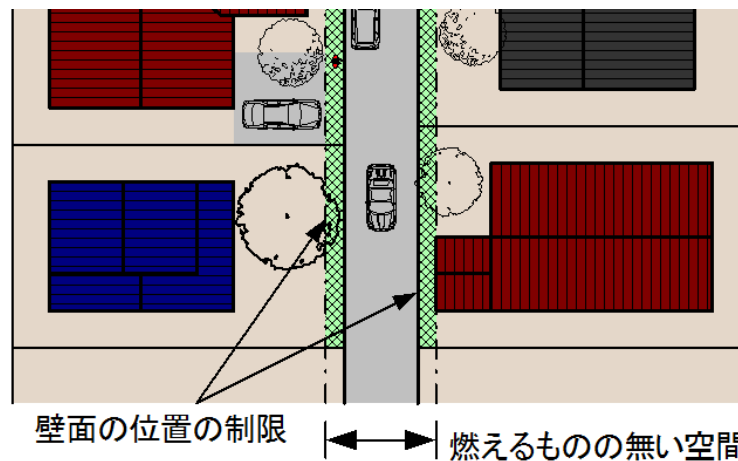


図 19 道路からの壁面の位置の制限のイメージ

(2) 道路網の改善

1) 主要な生活道路網を維持改善する

災害時に有効な防災活動路となる幅員 6m 以上の主要生活道路は、本地区においては十分整備されており、消防活動困難区域も見られません。このため、本地区においては主要生活道路の整備は行わないものとします。

さらに、地区計画を活用して壁面の位置の制限を行うことにより、ゆとりある空間を確保していきます。



図20 幅員6mの道路
(ホースカーが自由に動ける)

2) 行き止まり道路における二方向避難経路の確保を図る

① 公園や広場の整備により二方向避難経路の確保を図る

密集事業を活用して公園や広場の整備を行うとともに、これらの公園や広場に接する行き止まり道路がある場合、災害時に通行できるように整備します。



図21 公園広場を活用した避難経路の確保のイメージ

②民間敷地内に災害時の避難経路を確保する

現在、区では行き止まり部分の敷地で建替えが計画されたときに、災害時の避難経路を確保するために、建築主に対して、将来災害の際に通り抜けが可能となるように、隣の敷地との間に一定間隔を空けて建築するとともに塀などの工作物を設置しないよう、お願いをしています。

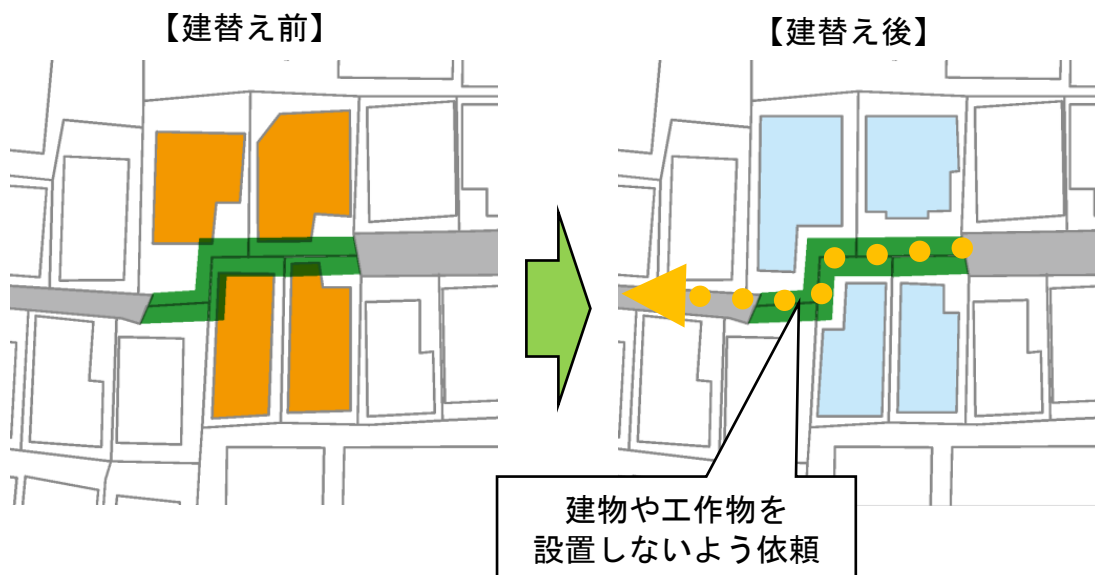


図22 民間敷地を活用した避難経路の確保のイメージ

3)幅員 4m 未満の狭隘道路を解消する

建替えの際に、建築基準法に基づいて道路中心から 2mの位置まで後退して建築を行い、狭隘道路の削減に努めていきます。

通り抜け道路においては、区の「細街路拡幅整備事業」を活用することにより後退に伴うL型側溝の整備や路面の舗装費用に加え、一定条件を満たすことで「ブロック塀撤去」「ネットフェンス撤去」「水道管移設」「樹木の移植」の費用について、区から助成を受けることができます。

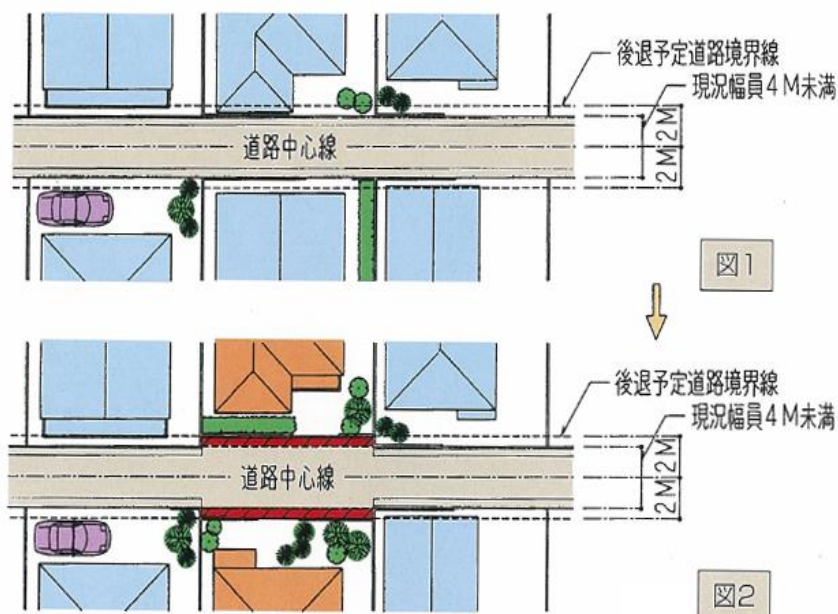


図23

幅員 4m 未満の道路における建替えに合わせた後退のイメージ



東小岩四丁目の建替えに
合わせたセットバック事例
(細街路拡幅整備事業活用)



図 24 細街路拡幅整備事業活用事例

4)生活道路交差点における見通しを確保する

生活道路の交差点において、隅切りを設けることにより見通しを確保でき、出会い頭の交通事故を減らしていきます。

東京都建築安全条例に加えて、地区計画における壁面の位置の制限も活用して幅員 6m 以上の道路の交差点でも隅切りを確保します。

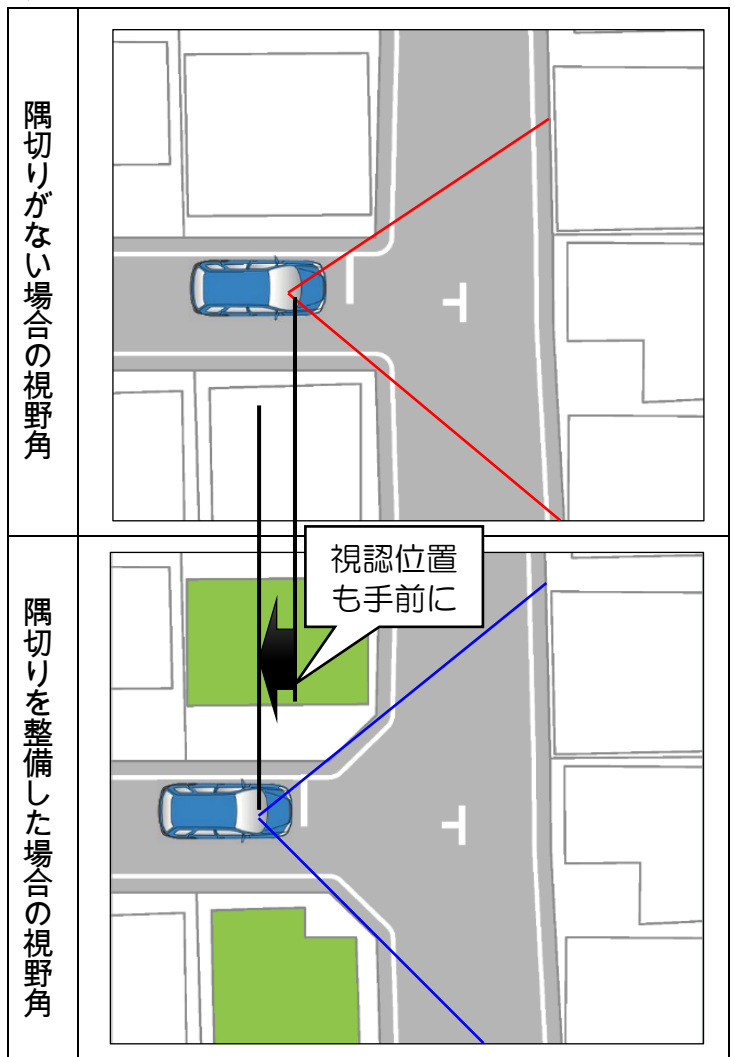


図 25 隅切り整備のイメージ

(3) 道路占有物の改善

1) ブロック塀を削減する

ブロック塀等の積層塀は、大規模地震の際に倒壊して人的被害を出す危険性があるだけでなく、倒壊することで道路をふさぐ「道路閉塞」により、避難や消防・救急活動に支障をきたす危険性があることから、地区計画を活用してブロック塀をネットフェンスや生け垣などに誘導します。

これにより、見通しの良い明るい街並みになるとともに、空き巣などの犯罪予防にも役立ちます。



図 26 熊本地震でのブロック塀の倒壊



図 27 生け垣による街並み
(埼玉県北鴻巣駅西口地区)



図 28 フェンスに統一された街並み
(横浜市戸塚駅前地区)

2) 道路占有物や転倒落下物の削減に努める

鉢植えなど道路占有物は緊急車両の通行の障害となるとともに、街並みを雑然とさせます。また、十分に管理されていない看板やエアコンの室外機などは、大規模地震や台風等の際に落下する危険性があります。

これらの削減・解消に向けて、区と自治会・町会がともに様々な機会を捉えて地域住民にその危険性を啓発していきます。



図 29 細街路は緊急車両通行が困難

3)電線の地中化を推進する

道路の通行障害となっているとともに、景観を阻害している電線の地中化を推進していきます。今後整備される都市計画道路は、電線を地中化します。



図30 電線を地中化した
補助288号線

(4) 防災性の向上

1) 災害時における消防水利を充実させる

密集事業を活用して、災害時に有効な防火水槽を公園・広場の整備に併せて整備していくとともに、大規模な建築計画に対して地中梁防火水槽の整備を要請していきます。

図 31
阪神淡路大震災では、
消防水利の不足に
より延焼火災が
進んでしまいました。

【長田区鷹取商店街】



2) 避難場所・避難所を充実させる

災害時に一時避難場所や防災活動の拠点となる公園・広場を、密集事業を活用して整備していきます。また、東京都により、篠崎公園の整備が順次進められており、避難場所「篠崎公園・江戸川緑地一帯」の拡充が進んでいます。

避難所については、全ての小中学校で耐震診断及び耐震補強が完了しています。



図 32 拡張された篠崎公園

(5) 住環境等の維持・向上

1) 良好な住宅地にふさわしくない建物用途を制限する

本地区の千葉街道沿道や柴又街道沿道と近隣商業地域が指定されている区域については、風俗営業等の店舗が立地する可能性があります。これらの区域の賑わいが損なわれないよう配慮しつつ、地区計画を活用して本地区の大半を占める低層住宅地の環境を阻害しないよう風俗営業等の立地を規制していきます。

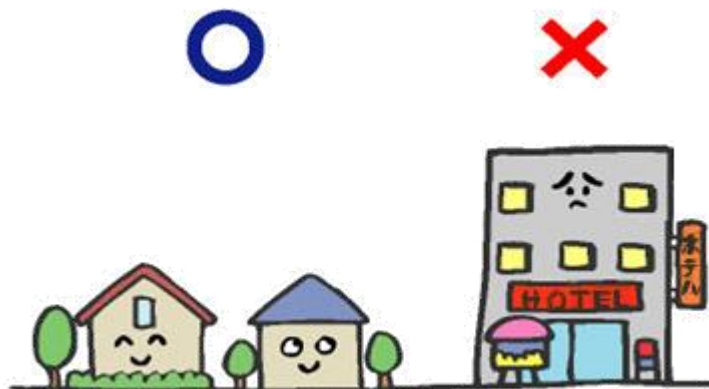


図 33 ファッションホテル等の禁止

2) 突出した高さの建物を制限する

本地区の千葉街道沿道や柴又街道沿道、それ以外の近隣商業地域の一部及び第一種住居地域が指定されている区域については、突出した高さの建物が建築される可能性があります。良好な住環境やゆとりある環境を維持するため、用途地域で指定されている容積率等を考慮しながら、地区計画を活用して建物の高さを制限します。

住宅地では5階程度、広域幹線道路沿道では9階程度、その他の幹線道路や商業地では6階程度とします。(図 35 参照)

なお、本地区の一部の住居系の用途地域においては、都市計画で高さの最高限度16mが既に指定されています。

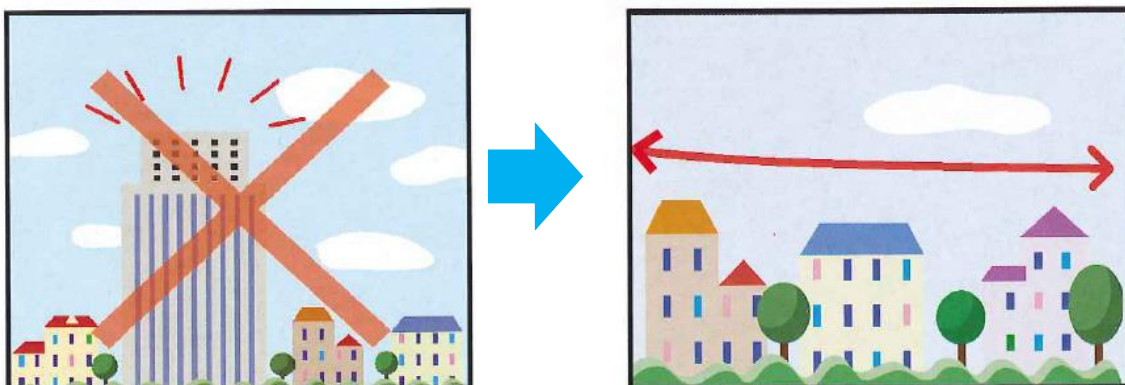


図 34 建物の高さの最高限度の指定

3) ゆとりある良好な低層住宅地の環境を維持する

「(1) 老朽木造住宅等の密集の改善」に記載のとおり、地区計画を活用して敷地面積の最低規模や道路からの壁面の位置の制限を活用して、ゆとりある良好な住宅地としての環境を維持します。

4) 落ちつきのある住宅地としての環境や景観を維持する

① 刺激的な色の建物を制限する

原色に近い色を多用した建物については、住宅地としての景観を阻害する可能性があることから、地区計画を活用して周辺の街並みに調和した色使いに誘導します。



図 36 原色を使ったアパートの事例

② ブロック塀等を制限する

「(3) 道路占有物を改善」に記載のとおり、ブロック塀等は災害時に危険であるとともに、街並み景観を暗くする可能性があります。本地区が良好な街並み景観を維持・改善できるよう、地区計画を活用してブロック塀等を制限し、生け垣やネットフェンス等に誘導します。

5) 建物の良好な建替えを誘導する

本地区の南部に指定されている「土地区画整理事業を施行すべき区域」を解除して、建物の建替えをしやすいとします。

また、建築基準法に基づいた良好な建替えを誘導するとともに、接道状況等により建替えが困難な建物については、周辺敷地と協議して将来の幅員4mの道路状の空間が確保されることを前提として、良好な建替えを誘導していきます。

4. 防災まちづくりの進め方

本地区の防災まちづくりの目標と方針を達成するため、住民と区が協働して以下のようなまちづくりを進めていきます。

1) 地区計画を活用したまちづくりの推進

地区計画は、地区の特性にふさわしい良好な市街地環境の整備・保全を誘導するため、

- 道路・公園の配置
- 建築物に関するルール

を定める制度です。

建物の建替え時に地区独自のルールを守ってもらうことでまちを修復していきます。

本地区においても、地区計画を活用して、安全で良好な環境のまちづくりを進めていきます。

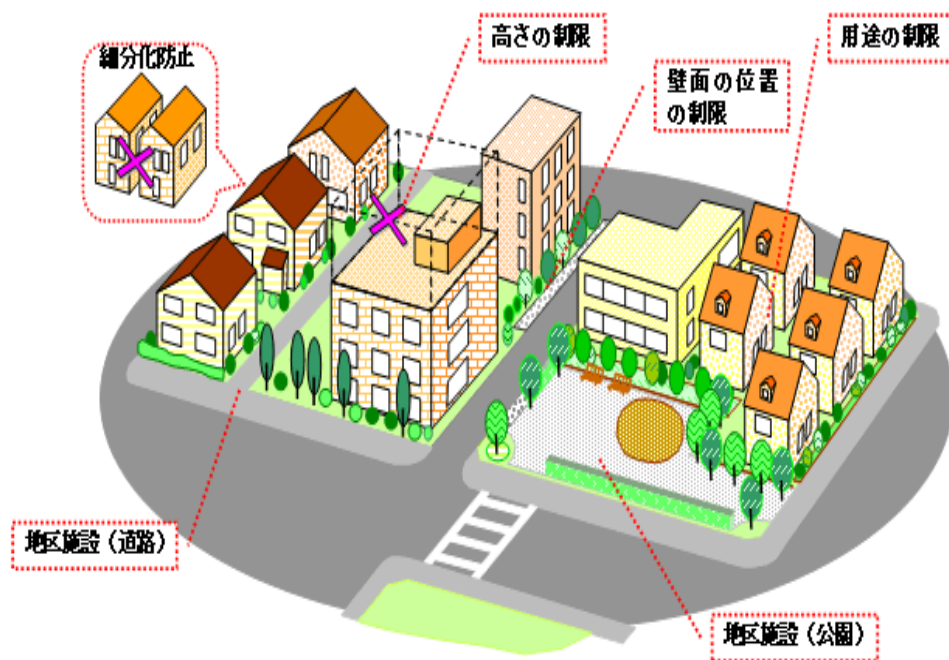


図 37 地区計画による整備イメージ

2) 密集事業を活用したまちづくりの推進

老朽化した木造住宅が密集し、首都直下地震が発生した場合等に火災の延焼拡大の危険性が高い地域において、道路や公園を整備し、地区の防災性と住環境の改善を図るための事業です。

本地区においても、密集事業[住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)]を活用して公園や広場の整備、建物の共同化等を進めていきます。

3)まちづくりの取り組み概要

地区のまちづくりの目標に向けた、本地区での取り組みの概要は以下のとおりです。

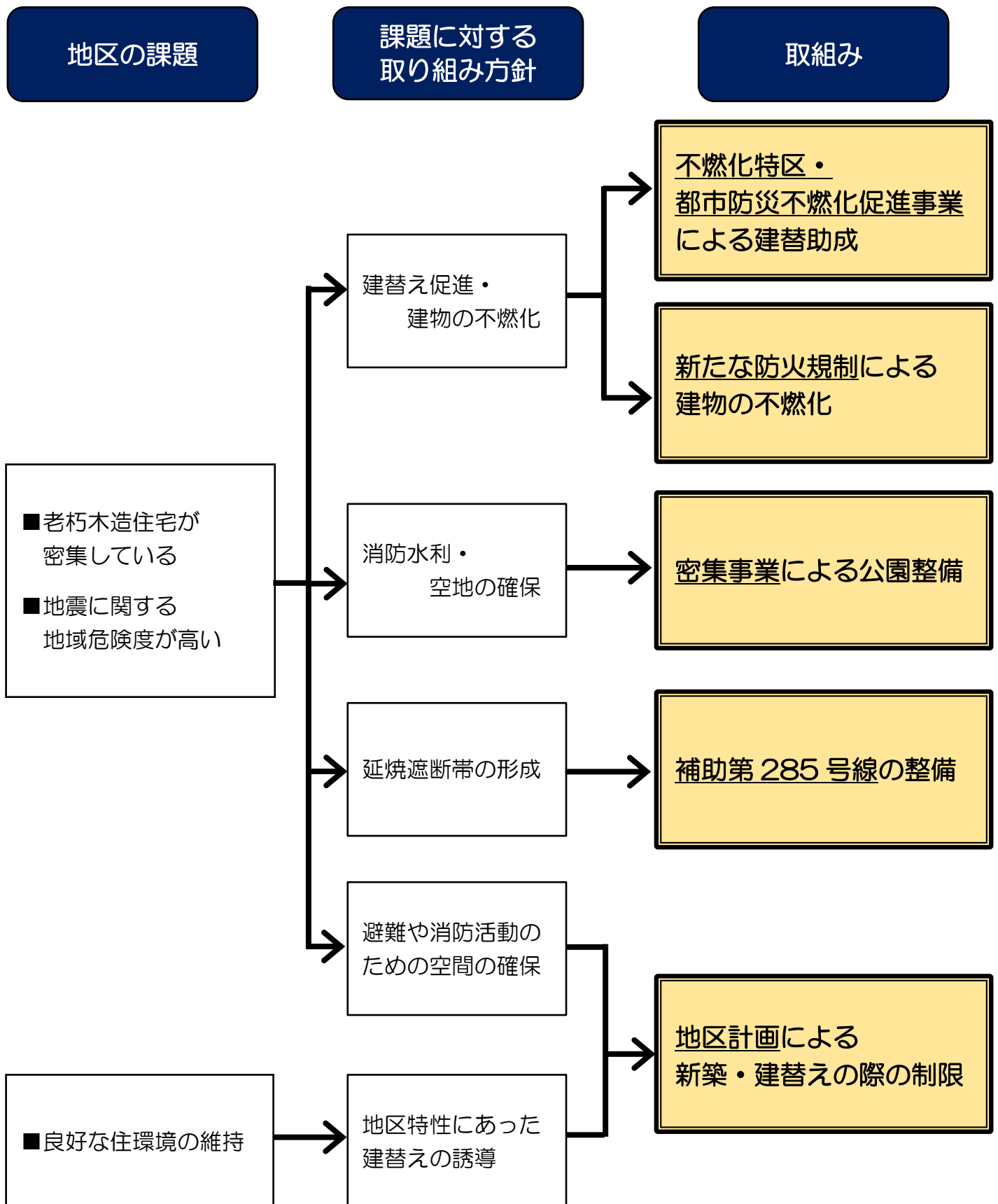
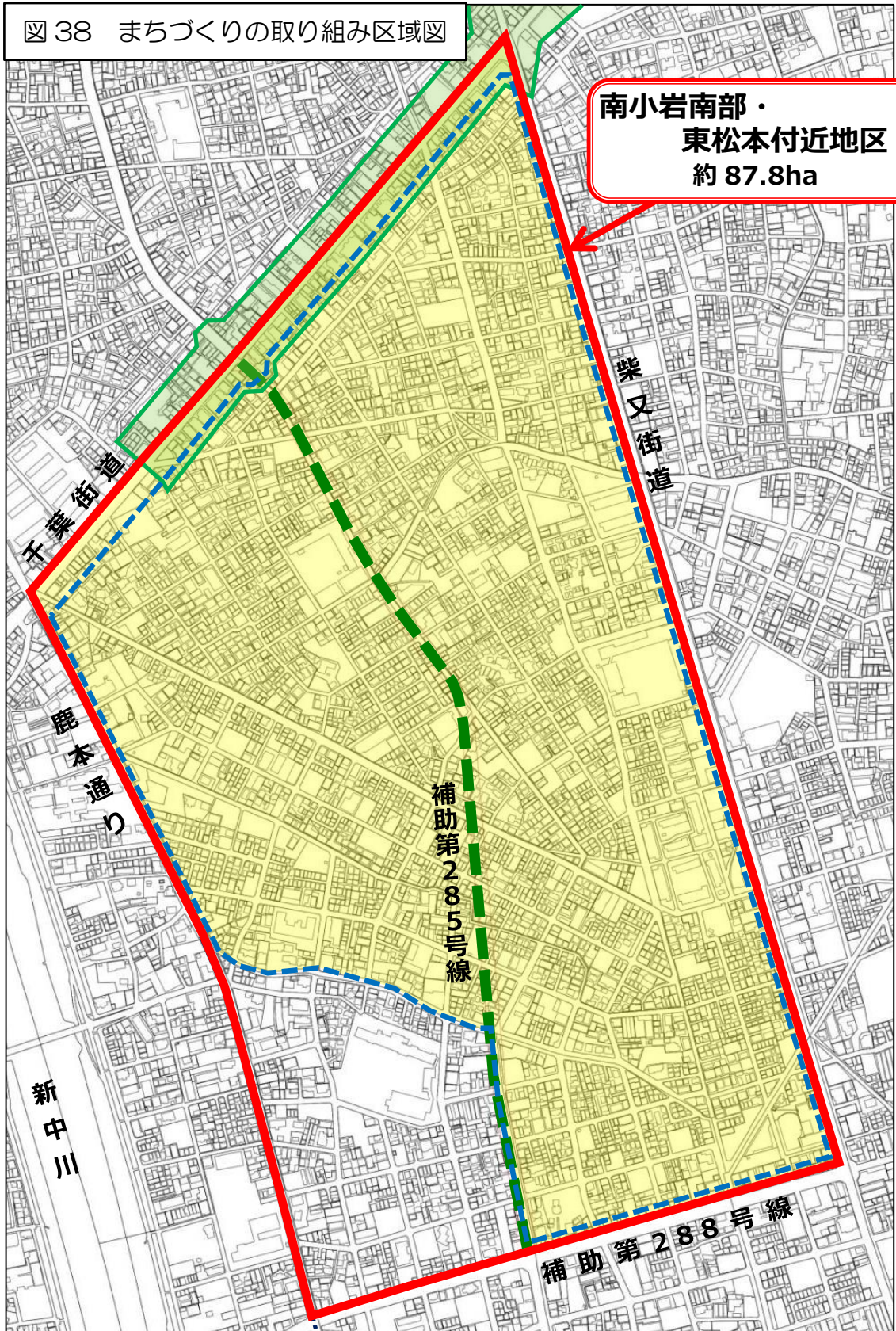


図 38 まちづくりの取り組み区域図



南小岩南部・
東松本付近地区
約87.8ha



密集事業導入・地区計画策定
区域



都市防災不燃化促進事業区域



不燃化特区区域



新たな防火規制区域

資料編

防災まちづくり協議会について

1. 防災まちづくり協議会とは

協議会会員の皆さんで話し合い、ワークショップ等を通じて、地区の防災上の課題を整理し、課題解決に向けた事業や制度の活用、住民の取組み等について検討していきます。

最終的に、防災対策・災害対策を考える上での、自助、共助、公助の基となる、今後のまちづくりの目標・方針等をまちづくり提言書にまとめてく予定です。

2. 防災まちづくりの進め方(案)

防災まちづくり協議会活動を含めた防災まちづくり全体を今後以下のとおり進めていきます。

防災まちづくり協議会活動【協議会会員及び地域住民】

- まちの課題を話し合う
- まちづくりの目標・方針を考える
- 課題解決の方策を考える
- まちづくりの目標・方針、取組みを提言書にまとめる

事務局：【江戸川区】

協議会開催準備及び調整、
資料作成、住民周知等

技術支援：【コンサルタント】

まちづくりに関する法や制度の説明、
各事業・制度等の活用の提案、
ニュース案の作成等の技術支援

江戸川区へまちづくり提言書を提出

【江戸川区】

密集事業・地区計画等について
導入・策定を検討

【地域】

地域の防災活動(自助・共助)の実践

南小岩南部・東松本付近地区防災まちづくり協議会 検討経過

日付	名称	内容
平成 27 年 4 月 23 日	まちづくり 準備会	<ul style="list-style-type: none"> • 地区の現状と課題、予定・検討している制度・事業について • まちづくり協議会の進め方について • まちづくりニュース第一号の発行について
平成 27 年 7 月 16 日	防災 まちづくり 協議会 設立総会	<ul style="list-style-type: none"> • 参加者、会員、事務局の紹介 • 会則(案)について 
平成 27 年 7 月 16 日	第 1 回防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 地区の現状と課題、特性等の把握 • 新たな防火規制について • 防災まちづくりニュースの発行について
平成 28 年 2 月 24 日	第 2 回防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 江戸川区の木造住宅密集地域への取り組みについて • 防災まちづくりニュースの発行について
平成 28 年 5 月 11 日	第 3 回防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 地区の建物や土地にかかわる 様々なルールについて • 地区の災害危険の状況につ いて 
平成 28 年 6 月 18 日	第 4 回防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 防災まち歩き点検 
平成 28 年 8 月 25 日	第 5 回防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> • まち歩き結果報告会 • 防災まちづくりにおける課題の整理
平成 28 年 11 月 10 日	第 6 回防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> • まちづくりの目標・方針についての議論 • キャッチフレーズの作成

南小岩南部・東松本付近地区防災まちづくり協議会 検討経過(つづき)

日付	名称	内容
平成 29 年 1 月 25 日	第 7 回防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの目標・方針についてのまとめ ・まちづくりの課題と解決方策について説明 
平成 29 年 3 月 22 日	第 8 回防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの目標・方針についての確認 ・課題と方策の検討：建物の密集 ・課題と方策の検討：主要生活道路のネットワーク 
平成 29 年 5 月 24 日	第 9 回防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・課題と方策の検討：行き止まり道路 ・課題と方策の検討：狭あい道路 ・課題と方策の検討：交通安全の確保
平成 29 年 8 月 23 日	第 10 回 防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・課題と方策の検討：交通安全の確保 ・課題と方策の検討：道路上占有物・転倒落下物 ・課題と方策の検討：消防活動のしやすさ
平成 29 年 10 月 19 日	第 11 回 防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川区の災害対策の取り組み紹介 ・課題と方策の検討：一時避難場所・集合場所の不足 ・課題と方策の検討：避難場所・避難所の安全確保 ・課題と方策の検討：落ち着いた住環境の維持 ・課題と方策の検討：管理不十分な空き地・空き家 ・課題と方策の検討：接道不良の建物
平成 29 年 12 月 12 日	第 12 回 防災 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくり提言書の確認 

「南小岩南部・東松本付近地区防災まちづくり提言書」

平成 30 年 2 月

発 行：南小岩南部・東松本付近地区防災まちづくり協議会

事務局：江戸川区都市開発部まちづくり調整課